

資料編

1 … 計画の検討

(1) 計画の検討体制

- ① こどものまち前橋推進本部
- ② こども計画ワーキンググループ
- ③ こどものまち前橋有識者会議
- ④ こどものまち前橋若者会議

(2) 計画の検討経過

2 … 前橋市こども基本条例

(1) 条例の検討

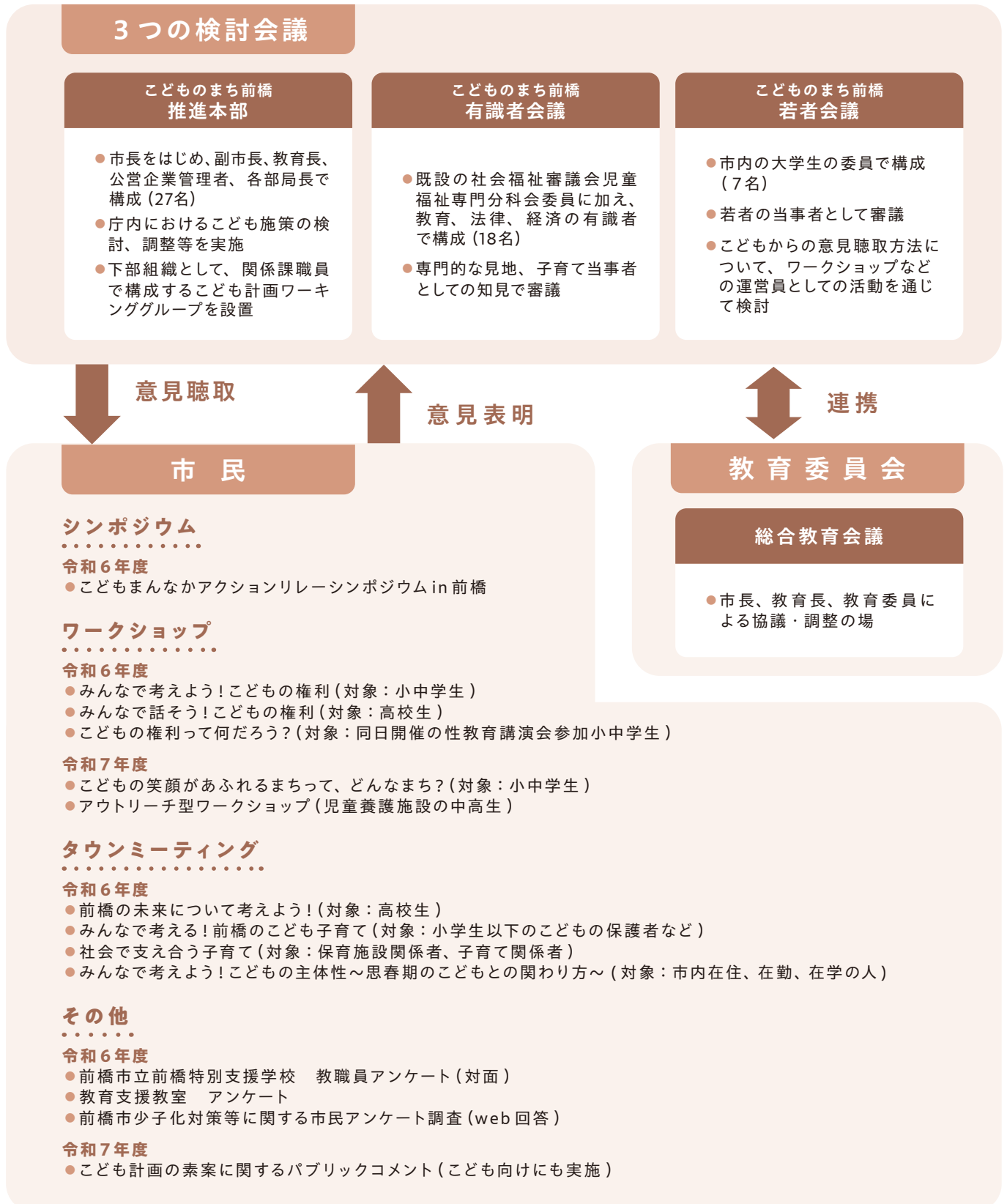
(2) 条例の全文

3 … 用語解説



(1) 計画の検討体制

3つの会議を設置し、計画の内容について審議をするとともに、教育委員会とも連携を図りながら検討を進めました。さらに、計画の主な対象となる子ども、若者、子育て当事者などからも意見を聴きながら計画の内容をまとめました。



① こどものまち前橋推進本部

こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現に向けた施策を全庁的に推進していくため、市長を本部長、各部長を本部員として構成する「こどものまち前橋推進本部」を設置し、計画の策定に向けた検討を行いました。

こどものまち前橋推進本部設置要綱

(設置)

第1条 こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現に向けた施策を全庁的に推進していくため、こどものまち前橋推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) こども基本条例の制定に向けた検討に関する事。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市こども計画の策定に向けた検討に関する事。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進及び進捗状況の確認に関し必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及びこども未来部長をもって充てる。
- 3 本部員は、公営企業管理者、市長部局の部長、会計管理者、水道局長、消防局長、教育委員会事務局教育次長及び指導担当次長、監査委員事務局長並びに議会事務局長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、その職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務の推進に向けて、関係部局との調整及び連携を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、推進本部の所掌事務を効果的に推進するため、必要に応じて推進本部の下部組織としてワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

こどものまち前橋推進本部名簿

こどものまち前橋推進本部		
本部長	市長	
副本部長	副市長	
	教育長	
	こども未来部長	
本部員	公営企業管理者	産業経済部長
	総務部長	農政部長
	危機管理担当部長兼危機管理監	都市計画部長
	未来創造部長	建設部長
	デジタル政策担当部長	会計管理者
	財務部長	水道局長
	市民部長	消防局長
	文化スポーツ観光部長	議会事務局長
	福祉部長	教育委員会事務局教育次長
	健康部長	教育委員会事務局指導担当次長
	環境部長	監査委員事務局長

② こども計画ワーキンググループ

若手を含む関係部課の職員で構成する「こども計画ワーキンググループ」を設置し、計画の策定に向けた実務的な検討を行いました。

こども計画ワーキンググループ実施要領

1 設置目的

こども計画ワーキンググループ（以下、「こども計画WG」という。）は、前橋市こども計画（以下、「計画」という。）の策定に向けて、横断的な全庁体制で検討を行うため、こどものまち前橋推進本部の下部組織として設置する。

2 所掌事務

計画の策定に向けた検討に関すること。

3 組織

次の所属における課長級以下の職員で構成する。なお、WGメンバーの選出は各所属に一任する。その他必要に応じて関係他課に参加を依頼するものとする。

こども政策課、政策推進課、広報ブランド戦略課、財政課、教育委員会事務局総務課

4 活動内容

計画の策定に向けた検討を行う。

(1) 事前調査の検討

- ・ 少子化対策等に関するアンケート調査の実施について
- ・ 結果の分析について

(2) 計画案の作成

- ・ 骨子案の作成
- ・ 素案の作成
- ・ パブコメや議会への意見照会等を経た上での検討

5 開催

検討状況に応じて開催

○令和6年度

- 第1回 情報共有、アンケート内容の検討
- 第2回 アンケート結果の共有
- 第3回 アンケート結果を踏まえた少子化対策等の分析

○令和7年度

- ・ 骨子案の作成
- ・ 素案の作成
- ・ 成文案の作成

6 関係組織

こどものまち前橋推進本部、こども基本条例WG、こども意見聴取WG

附 則

この要領は、令和6年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月24日から施行する。

③ こどものまち前橋有識者会議

保育・教育・学識経験者の代表者で構成され、児童福祉に関する事項を調査審議する前橋市社会福祉審議会児童福祉分科会（前橋市子ども・子育て会議）の委員に、教育、法律、経済の有識者を加えた「こどものまち前橋有識者会議」において、専門的な見地から計画の策定に向けた検討を行いました。

こどものまち前橋有識者会議設置要綱

（設置）

第1条 こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現を目指し、こどものまち前橋推進本部への助言及び意見交換を行うため、こどものまち前橋有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 有識者会議の所掌事務は、次に掲げる事項についての助言及び意見交換に関することとする。

- (1) 市子ども基本条例の制定に向けた検討に関すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市子ども計画の策定に向けた検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進及び進捗状況の確認に関し必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員をもって充てるほか、こどもに関連する分野において識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長等）

第5条 有識者会議に座長を置き、前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理するものとする。

（会議）

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（庶務）

第7条 有識者会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

（報償）

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償を支給することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

2 この要綱の施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱された日から令和9年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

こどものまち前橋有識者会議委員名簿

令和6年度

氏名	所属等	備考
田村 身和子	前橋市PTA連合会	
香山 美幸	前橋市立保育所保護者会連絡協議会	
内田 達也	前橋市私立幼稚園・認定こども園協会	
鳥島 雅彦	前橋市民生委員児童委員連絡協議会	
塚本 茂二	前橋市青少年健全育成会連絡協議会	
木暮 裕作	連合群馬前橋地域協議会	
戸所 誠	前橋市医師会	
都丸 貴博	前橋青年会議所	
横澤 伸子	障害児相談支援事業所	
田中 章宏	前橋市私立保育園・認定こども園長連絡協議会	職務代理
森 静子	学校法人東京滋慶学園	座長
石川 浩二	前橋市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	
中村 保和	群馬大学共同教育学部	
守山 俊尚	前橋市幼保連携型認定こども園協会	
山中 茂樹	前橋市小中学校校長会	
佐藤 博之	前橋市社会教育委員会議	
栗田 洋亮	群馬弁護士会	

令和7年度

氏名	所属等	備考
田村 身和子	前橋市PTA連合会	
青木 祐美子	前橋市立保育所保護者会連絡協議会	
守山 俊尚	前橋市私立幼稚園・認定こども園協会	
鳥島 雅彦 千原 好子	前橋市民生委員児童委員連絡協議会	R8.2.20～（千原委員に交代）
塚本 茂二 岩崎 桂治	前橋市青少年健全育成会連絡協議会	R7.5.23～（岩崎委員に交代）
木暮 裕作 天田 光一	連合群馬前橋地域協議会	R7.12.23～（天田委員に交代）
戸所 誠	前橋市医師会	
都丸 貴博	前橋青年会議所	
横澤 伸子	障害児相談支援事業所	
田中 章宏	前橋市私立保育園・認定こども園長連絡協議会	職務代理
森 静子	学校法人東京滋慶学園	座長
石川 浩二	前橋市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	
中村 保和	群馬大学共同教育学部	
高橋 博之	前橋市幼保連携型認定こども園協会	
本間 淳彦	前橋市小中学校校長会	
佐藤 博之	前橋市社会教育委員会議	
栗田 洋亮	群馬弁護士会	
大本 寛	前橋商工会議所	

④ こどものまち前橋若者会議

こども施策の推進に当たり、若者の意見を取り入れるため、市内在学の大学生で構成された「こどものまち前橋若者会議」において、計画の策定に向けた検討のほか、こどもの意見聴取方法やワークショップ運営について検討を行いました。

こどものまち前橋若者会議設置要綱

(設置)

第1条 こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現を目指し、こども施策の推進に当たり、こどもや若者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことを目的として、こどものまち前橋若者会議（以下「若者会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 若者会議は、次の活動を行うものとする。

- (1) 市こども基本条例の制定に向けた検討に係る助言、意見交換に関すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市こども計画の策定に向けた検討に係る助言、意見交換に関すること。
- (3) 市こども基本条例や市こども計画の周知、推進に関すること。
- (4) こどもの意見表明機会や社会活動に参画する機会の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進及び進捗状況の確認に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 若者会議は、委員10人以内をもって組織し、原則として30歳未満で、前橋市に在住、在学、在勤する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 若者会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、若者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 若者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

- 2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 若者会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(報償)

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償又はこれに相当するものを支給することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、若者会議の運営に関して必要な事項は、若者会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

こどものまち前橋若者会議委員名簿

令和6年度

氏名		所属等	備考
齋藤	舞奈	共愛学園前橋国際大学	会長
二上	愛音	共愛学園前橋国際大学	
吉野	涼	群馬大学	
林	萌那	群馬大学	
大畠	碧	群馬大学	
佐藤	漱太郎	群馬大学	副会長
村田	吉成	前橋工科大学	

令和7年度

氏名		所属等	備考
齋藤	舞奈	共愛学園前橋国際大学	会長
二上	愛音	共愛学園前橋国際大学	
吉野	涼	群馬大学	副会長
林	萌那	群馬大学	
大畠	碧	群馬大学	
間	悠大	前橋工科大学	
長野	凛	前橋工科大学	

(2) 計画の検討経過

令和6年度

開催日	内容
5月 7日	第1回こどものまち前橋推進本部会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
6月18日	第1回こどものまち前橋有識者会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
6月29日	第1回こどものまち前橋若者会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
7月 4日	こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 前橋
7月30日	第2回こどものまち前橋若者会議（こども向けワークショップの内容検討）
8月17日	タウンミーティング「前橋の未来について考えよう！」(対象：高校生)
8月25日	ワークショップ「みんなで考えよう！こどもの権利」(対象：小中学生)
	第3回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
9月16日	ワークショップ「みんなで話そう！こどもの権利」(対象：高校生)
	第4回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
10月 4日	第1回こども計画ワーキンググループ（こども計画、市民アンケート調査の内容の検討）
10月22日	第2回こどものまち前橋推進本部会議（市民アンケート調査の内容の審議）
	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の検討状況、市民アンケート調査の実施概要の報告）
10月23日	第2回こどものまち前橋有識者会議（市民アンケート調査の内容の審議）
10月26日	タウンミーティング「みんなで考える！前橋のこども子育て」(対象：小学生以下のこどもの保護者など)
10月28日	タウンミーティング「社会で支え合う子育て」(対象：保育施設関係者、子育て関係者)
10月31日 ～12月 6日	前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査
12月 9日	第5回こどものまち前橋若者会議（こども計画の検討内容の説明）
12月14日	タウンミーティング「みんなで考えよう！こどもの主体性～思春期のこどもとの関わり方～」(対象：市内在住、在勤、在学の人)
2月20日 ～3月 7日	教育支援教室アンケート
2月27日	前橋市立前橋特別支援学校 教職員アンケート（対面）
3月16日	ワークショップ「こどもの権利って何だろう？」(対象：同日開催の性教育講演会参加小中学生)
3月31日	前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査結果の公表

令和7年度

開催日	内容
4月17日	第1回こどものまち前橋推進本部会議（市民アンケート調査結果の報告、こども計画の策定方針の審議）
4月21日	市議会教育福祉常任委員会（市民アンケート調査結果の報告）
4月28日	第1回こどものまち前橋有識者会議（市民アンケート調査結果の報告、こども計画の策定方針の審議）
5月13日	第1回こどものまち前橋若者会議（市民アンケート調査結果の報告、こども計画の策定方針の審議）
5月20日	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の策定方針の報告）
5月21日	こども計画の策定方針の決定
7月9日	第3回こどものまち前橋推進本部会議（こども計画の骨子案の審議）
7月11日	第2回こどものまち前橋有識者会議（こども計画の骨子案の審議）
7月14日	第1回こども計画ワーキンググループ（こども計画の骨子案の共有、計画関連事業の把握）
7月15日	第2回こどものまち前橋若者会議（こども計画の骨子案の審議、小中学生ワークショップの検討）
8月5日	こども計画の骨子の決定
8月21日	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の骨子の報告）
8月24日	ワークショップ「こどもの笑顔があふれるまちって、どんなまち？」(対象：小中学生) 第3回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
10月4日	アウトリーチ型ワークショップ（対象：児童養護施設の中高校生）
11月17日	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の検討状況の報告）
12月16日	第4回こどものまち前橋推進本部会議（こども計画の素案の審議）
12月18日	第3回こどものまち前橋有識者会議（こども計画の素案の審議）
12月22日	第4回こどものまち前橋若者会議（こども計画の素案の審議）
12月23日	こども計画の素案の決定
12月25日	第2回こども計画ワーキンググループ（こども計画の素案の共有）
12月25日 ～1月30日	こども計画の素案に関するパブリックコメントの実施（こども向けを含む）
1月19日	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の素案に関するパブリックコメントの実施の報告）
2月27日	第5回こどものまち前橋推進本部会議（こども計画の成文案の審議）
3月	こども計画の策定、公表

パブリックコメントの実施結果

■ 意見募集期間

令和7年12月25日(木)から令和8年1月30日(金)まで

■ 意見提出者数

63人(17歳までの方39人、18歳以上の方24人)

■ 提出された意見数

99件

■ 計画のサブタイトル(副題)について

こどもたちがワークショップで考えた案をパブリックコメントで投票してもらい、最多得票の案を計画のサブタイトルとして採用しました。

- ・のびのび育つこどものミライつくります。前橋 15票
- ・こどもも幸せに暮らせる前橋市スマイル計画 26票(採用)
- ・地域をより良く!まえばしこどもにこにこ計画 22票

(1) 条例の検討

本市では、こどもの権利を保障するための基本的な事項を定めることにより、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することを目的とし、前橋市こども基本条例を制定しました。

本条例の検討に当たっては、こども計画の検討と同様に、こどものまち前橋推進本部、こどものまち前橋有識者会議、こどものまち前橋若者会議の3つの検討会議を設置するとともに、こどものまち前橋推進本部の下部組織として、関係課で構成するこども基本条例ワーキンググループを設置し、具体的な条文案の検討を行いました。

また、同時に、検討の初期段階からワークショップなどを開催し、こどもを含めた市民の意見を聴き、反映させながら条文案の検討を行い、条例案がまとまった際には、パブリックコメントを実施して、改めてこどもを含めた市民の意見を募集し、反映させました。

令和6年度

開催日	内容
5月 7日	第1回こどものまち前橋推進本部会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
6月12日	第1回こども基本条例ワーキンググループ（関係課による検討体制の構築、検討内容等の共有）
6月18日	第1回こどものまち前橋有識者会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
6月29日	第1回こどものまち前橋若者会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
7月 4日	こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 前橋
7月30日	第2回こどものまち前橋若者会議（こども向けワークショップの内容検討）
8月16日	第2回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
8月17日	タウンミーティング「前橋の未来について考えよう！」（対象：高校生）
8月25日	ワークショップ「みんなで考えよう！こどもの権利」（対象：小中学生） 第3回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
9月16日	ワークショップ「みんなで話そう！こどもの権利」（対象：高校生） 第4回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
10月22日	第2回こどものまち前橋推進本部会議（検討状況の共有） 市議会教育福祉常任委員会（検討状況の報告）
10月23日	第2回こどものまち前橋有識者会議（検討状況の報告）
10月26日	タウンミーティング「みんなで考える！前橋のこども子育て」（対象：小学生以下のこどもの保護者など）
10月28日	タウンミーティング「社会で支え合う子育て」（対象：保育施設関係者、子育て関係者）
10月30日	第3回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
11月15日	第4回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
12月 9日	第5回こどものまち前橋若者会議（検討状況の報告）
12月14日	タウンミーティング「みんなで考えよう！こどもの主体性～思春期のこどもとの関わり方～」（対象：市内在住、在勤、在学の人）
12月26日	第5回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
2月20日 ～3月 7日	教育支援教室アンケート
2月27日	前橋市立前橋特別支援学校 教職員アンケート
2月28日	第6回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
3月16日	ワークショップ「こどもの権利って何だろう？」（対象：同日開催の性教育講演会参加小中学生）

開催日	内容
4月17日	第1回こどものまち前橋推進本部会議（こども基本条例素案の審議）
4月28日	第1回こどものまち前橋有識者会議（こども基本条例素案の審議）
5月13日	第1回こどものまち前橋若者会議（こども基本条例素案の審議）
5月20日	市議会教育福祉常任委員会（検討状況の報告）
5月24日 ～6月14日	ワークショップ（こども基本条例の前文検討）（全4回開催、対象：高校生）
6月25日	第2回こどものまち前橋推進本部（高校生ワークショップの開催報告、こども基本条例の素案の審議）
6月27日	こども基本条例の素案の決定
7月11日	第2回こどものまち前橋有識者会議（こども基本条例素案の報告）
7月15日	第2回こどものまち前橋若者会議（こども基本条例素案の報告）
7月15日 ～8月29日	こども基本条例の素案に関するパブリックコメントの実施（こども向けを含む）
8月21日	市議会教育福祉常任委員会（こども基本条例の素案、パブリックコメント実施の報告）
8月24日	ワークショップ「こどもの笑顔があふれるまちって、どんなまち？」（対象：小中学生） 第3回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
9月 1日 ～9月29日	パブリックコメント結果の集計、意見の反映
9月30日 ～11月 4日	法規担当課及び法規審査委員会による法規審査
10月 4日	アウトリーチ型ワークショップ（対象：児童養護施設の中高校生）
11月 4日	こども基本条例案の決定
11月17日	市議会教育福祉常任委員会（こども基本条例案、パブリックコメント実施結果の報告）
11月27日	令和7年第4回定例市議会へ条例議案提出
12月 8日	令和7年第4回定例市議会において条例議案の可決・成立
12月10日	前橋市こども基本条例 公布

パブリックコメントの実施結果

■ 意見募集期間

令和7年7月15日(火)から令和7年8月29日(金)まで

■ 意見提出者数

115人(17歳までの方67人、18歳以上の方48人)

■ 提出された意見数

148件

■ 意見の内訳

全体に関する意見	56件
名称に関する意見	3件
前文に関する意見	5件
第1章総則に関する意見	6件
第2章大切なこどもの権利に関する意見	16件
第3章こどもの権利を保障するための役割に関する意見	9件
第4章こどもの権利の普及促進に関する意見	9件
第5章雑則に関する意見	1件
その他意見	43件

(2) 条例の全文

前橋市子ども基本条例（令和7年前橋市条例第47号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 大切な子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障するための役割（第9条—第14条）

第4章 子どもの権利の普及促進（第15条・第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

「私たち子どもは、一人一人が自分を大切に、夢や希望を持って大人になるために、全ての子どもが安心できる社会になることを望んでいます。また、生まれたその時から、社会の一員として、愛され、成長していくことを強く願います。

そのために、私たちはやりたいことに何でも挑戦し、その中で様々な人と助け合い、意見を伝え合っています。

大人の皆さんには、私たちの憧れの存在であってほしいと願うとともに、私たちの挑戦を見守り、否定せず応援し、ときには助けてほしいと思っています。

そして、私たち自らも、この条例について、また、そこに込められた思いについて深く理解し、大人の皆さんとともに行動していきます。」

これは、子どもの権利を学んだ前橋市の子どもたちが、自分たちが望む社会の実現に向けて、大人たちに宛てたメッセージです。

前橋市は、子どもたちの望む社会の実現に向け、子どもの声を真摯に聴き、その意見と思いを尊重し、子どもが主体的かつ創造的に生きる力を育むことができるよう、市全体で見守り、支援していきます。

そして、子どもの権利条約の考えに基づき、子どもの権利保障を基本としたまちづくりを推進し、子どもの笑顔があふれ、子どもと大人が手を取り合う「子どものまち前橋」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利を保障するための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の人とこれらの人と等しく権利を持つことが適当だと認められる人をいいます。
- (2) 保護者 親と親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉施設、学校、社会教育施設その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。
- (4) 地域住民 子どもが生活する地域の住民や団体をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人や法人その他団体をいいます。

（基本理念）

第3条 子どもの権利を保障することの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 子どもが、あらゆる偏見や差別を受けず、権利を持つ個人として尊重されること。
- (2) 子どもが、自分に関係のあることについて意見を表すことや社会に参加する機会が確保され、その意見が年齢と発達に応じて尊重されること。
- (3) 子どもに関することが決められ、行われるときは、その子どもにとって最も良いことは何か、第一に考えられること。
- (4) 子どもの年齢と発達、個別の状況に応じた支援が、行われること。

第2章 大切なこどもの権利

(こどもの権利の保障等)

第4条 こどもは、こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいいます。第16条第3項においても同じです。）の考えに基づき、生まれた時から権利を持つ個人として、その権利が保障されなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、数多くあるこどもの権利のうち、特にこの章に定める権利を大切にします。

3 こどもは、こどもの権利について学び、理解を深めるとともに、他の人の権利を認め、尊重します。

(安心して生きる権利)

第5条 こどもは、安心して自分らしく生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (3) 体や心の健康に配慮され、適切な医療や支援を受けられること。
- (4) 安全な環境の下で安心して生活を送ること。
- (5) 幸せを追求すること。

(豊かで健やかに育つ権利)

第6条 こどもは、豊かで健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 愛情と理解を持って生まれること。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 学ぶこと。
- (4) 体や心の健康のために休むこと。
- (5) 自然、芸術、文化、スポーツ等に触れ親しむこと。
- (6) 夢や希望を持ち、挑戦すること。
- (7) 適切な支援や助言を受けること。

(自分を守り、守られる権利)

第7条 こどもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) あらゆる差別を受けないこと。
- (2) いじめ、体罰、虐待その他体や心に対する暴力を受けないこと。
- (3) 健全な心が育つ環境が守られること。
- (4) 他者が利益を得るためにこどもの幸せが奪われないこと。
- (5) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (6) プライバシーと名誉が守られること。
- (7) 困っていることを相談し、助けを求めること。

(意見を表し、社会に参加する権利)

第8条 こどもは、自分の意見を表し、社会に主体的に参加するために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 自分の気持ちや意見を表すことができ、それが尊重されること。
- (2) 適切な情報を取得できること。
- (3) 仲間を作り、集まり、活動すること。
- (4) 意見を表し、社会に参加する機会が確保されること。
- (5) 自分に関係のあることを主体的に決めることができ、それが尊重されること。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、こどもの権利を保障するために、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、次の役割を担います。

- (1) こどもの養育に関する責任を自覚し、こどもが自立した個人として成長できるよう、その尊厳を守り、愛情をもって養育すること。
- (2) こどもが安全に、安心して生活ができる家庭環境を整備すること。
- (3) こどもが基本的な生活習慣、規範意識、豊かな人間性等を身につけることができるよう、その育ちを支えること。

(市の役割)

第10条 市は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) こどもに関する施策を実施するとともに、こどもが安全に、安心して生活できるまちづくりを推進すること。
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(育ち学ぶ施設の役割)

第11条 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) こどもが集団で取り組む多様な活動を通じて、人として育ち、学ぶことができる環境の整備に努めること。
- (2) こどもの年齢と発達に応じた指導と支援に努めること。

(地域住民の役割)

第12条 地域住民は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 地域活動における住民との交流や自然、歴史、文化との関わりを通じて、こどもの豊かで健やかな育ちの支援に努めること。
- (2) 身近なこどもを見守り、こどもが安全に、安心して生活できる地域づくりに努めること。

(事業者の役割)

第13条 事業者は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備に努めるとともに、こどもと子育てに関する理解を深めることができるよう、その支援に努めること。
- (2) こどもの権利を保障するために市が行う事業、育ち学ぶ施設や地域住民が行う活動、こどもの主体的な活動に協力するよう努めること。

(共通の役割)

第14条 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもが、こどもの権利について学び、理解を深めるとともに、他の人の権利を認め、尊重することができるよう相互に連携し、協力して支援する役割を担います。

第4章 こどもの権利の普及促進

(こどもの意見表明と社会参加の促進)

第15条 市、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもに関する施策や取組の実施に当たり、こどもが情報を取得し、意見を表し、社会に主体的に参加することができるようにするとともに、こどもの年齢と発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努めます。

- 2 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもの意見表明や社会参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めます。

(こどもの権利の普及促進)

第16条 市は、こども、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者に対し、こどもの権利とこの条例の普及の促進に努めます。

- 2 市は、こども、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者がこどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、前橋市こどもの権利の日を定めます。
- 3 前橋市こどもの権利の日は、11月20日（国際連合総会においてこどもの権利条約が採択された日）とします。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
- 2 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

あ行		
インクルージョン	どんな違いがあっても、すべての人が同じ社会の一員として尊重され、個々の能力を発揮して活躍できる状態のことです。	P6
ウェルビーイング (Well-being)	身体的・精神的・社会的に良好な状態であり、生き生きと自分らしく暮らしている状態のことです。	P4、6、7、 53、57
か行		
外国にルーツを持つ子ども	国籍に関わらず、親のどちらか又は両方が外国出身である子どもを指します。	P53、39、 72、75
核家族	夫婦のみ、夫婦又は母親（又は父親）と未婚の子どもで構成される家族を指します。	P65
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの平均的な人数を示す指標です。	P2、17
声を聴かれにくい子ども	家庭環境、障害、言語・文化的背景、学校や地域での立場、心理的要因などにより、自分の思いや意見を表明しにくかったり、社会や大人にその声が届きにくい状況にある子どもをいいます。	P51
国際連合総会	国際の平和や安全の維持、人権尊重、国際協力を目的に、1945年に設立された国際機関（国際連合）の審議機関です。	P10、44、 116
子ども・子育て支援法	子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができ、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に定められた法律です。	P4、 8、9、 119、120
子ども施策連携チームズ	幅広い分野にわたる子ども関連の施策を、市役所内の複数の部署の職員で構成するチームを設置して、より強力に進める取組です。チームは、連携課題に応じて設置し、必要に応じて統廃合を行います。チームで連携しながら課題への対応や、新しい取組などを進めていきます。	P40
子どもの権利	全ての子どもが生まれた時から持っている、幸せに健やかに成長するためのものです。人としての権利（人権）に加え、子どもならではの権利があります。	P4、6、 7、8、9、 10、22、 26、27、 28、30、 34、35、 38、39、 44、45、 47、48、 95、102、 110、112、 113、114、 115、116、 118
子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)	子どもの権利を国際的に保障するために定められた条約です。1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准をしました。	P6、10、 44、45、 47、114、 115、116

こどもの最善の利益	こどもに係るあらゆる場面において、こどもの立場や状況、意向を踏まえ、その子にとって最も望ましい結果となるように判断・対応するという、こどもの権利を保障する上での原則です。	P4、48
こどもの貧困の解消に向けた対策に関する計画	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定する市町村計画であり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための計画です。	P9、44
こどものまち前橋こども・若者会議	こども施策の推進に当たり、こどもや若者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことを目的に設置をした、市内の高校生及び大学生で構成する会議です。	P40、41、51
こどものまち前橋推進本部	こどもの笑顔があふれるまちの実現に向けた施策を全庁的に推進するために設置された、市長をはじめ、各部局長で構成する組織です。	P110、111、112、113
こどものまち前橋有識者会議	保育・教育分野の専門家と、法律・経済などの有識者で構成され、児童福祉に関する事項を審議する「前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（前橋市子ども・子育て会議）」として、専門的な立場から計画の評価・検証を行う会議です。	P40、41、101、102、106、107、108、110、111、112、113
子ども・若者計画	「子ども・若者育成支援推進法」に規定する市町村計画であり、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進するための計画です。	P5、8、9、44、45、52、77
困難な状況にあるこども	健康状態、人間関係、家庭環境、経済状況など、様々な理由により、生活や成長に支援を必要とする状態にあるこどもをいいます。	P7、72

さ行

ジェンダーアイデンティティ	自分がどの性別であると感じているか、心で認識している性別のこと（性自認）です。	P57
ジェンダーギャップ	性別によって生じる教育、仕事、賃金、家庭での役割などの格差や不平等のことです。	P54
自己肯定感	自分の存在や価値を認め、成功や失敗にかかわらず、「自分は大切な存在だ」受けとめる心の状態を指します。	P7、45、50、52、53、54、62、119
自己有用感	自分の行動や存在が他者や社会にとって役に立っていると感じられる感覚のことです。	P50、52
社会的養護	虐待、貧困、家族の病気など、さまざまな事情で家庭で暮らすことが難しいこどもに対して、児童養護施設や里親家庭など、家庭に代わる場で養育・保護を行うことです。	P6、51
小児慢性特定疾病	長期の治療と高額な医療費が必要なこどもの病気のうち、国が指定する疾病をいいます。	P74、75、97
自立促進計画	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する計画であり、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（夫と死別又は離別し、再婚していない女性）の生活の安定と向上のための措置に関する計画です。	P8、9、44、52
性的指向	どの性別の人に恋愛感情や好意を抱くかという個人の性の方向性を指します。	P57、118
性的少数者	好きになる相手の性別（性的指向）や自分がどの性別だと感じているか（性自認）が、多くの人と違う人のことです。	P54

た行		
第3期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）	人口減少問題の解決に向けた行動計画です。本市の人口を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す人口ビジョンと、その結果を踏まえ、計画期間で取り組むべき施策を示す総合戦略があります。	P9、14
第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画	「子ども・子育て支援法」に規定する市町村計画であり、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	P4、5、9、10、22、35、44
第七次前橋市総合計画	本市のまちづくりの最上位計画であり、市の将来像やまちづくりの方向性を示すものです。基本理念であるビジョンを「めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～」とし、将来都市像を「新しい価値の創造都市・前橋」と掲げています。	P8、9、22
男女共同参画	性別に関係なく、誰もが自分らしく能力を発揮し、社会のさまざまな場面で対等に参加し、役割を分担し合える社会をめざすことです。	P9、54、56、57
DX（Digital Transformation）	デジタル技術（AI、IoT、ビッグデータなど）を活用して、ビジネスモデル、業務プロセスなどを根本的に変革し、より良い価値を生み出すことです。	P58、59
特別支援教育	障害のあるこどもが安心して学び、自分の力を伸ばせるように、その子に合わせた教え方や支援を行う教育です。	P6、74
共働き・共育て	共働きは、夫婦ともに仕事をして収入を得ている状態、共育ては、夫婦が協力して子育てを行っている状態を指します。	P7、65、68、69、70、73

な行

は行		
伴走型相談支援	一方的にサービスを提供するのではなく、本人の気持ちや状況に寄り添いながら、継続的に課題解決の支援を行う手法です。	P69
非認知能力	学力テストなどでは数値化されない内面的な能力のことです。自己肯定感、意欲、忍耐力、協調性、判断力などがあります。	P7、54
不妊・不育	不妊とは、妊娠を希望する夫婦等が一定期間避妊をせずに性行為を行っても妊娠に至らない状態を指します。不育とは、妊娠はするものの、流産や死産を繰り返し、結果的にこどもを持たない状態を指します。	P23、65、69
母子保健を含む成育医療等に関する計画	「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」を踏まえた計画であり、地域特性に応じた成育医療等の提供に関する施策を総合的に実施するための計画です。	P8、9、44、77、152、

ま行		
前橋市次世代育成支援行動計画	「次世代育成支援対策推進法」に規定する市町村計画であり、次世代育成支援対策（次世代を担うこどもが健やかに育つ社会を作るための取組）を総合的かつ効果的に推進するための計画です。	P9、44
前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	「社会福祉法」に規定する地方社会福祉審議会の設置に関し、必要な事項を「前橋市社会福祉審議会条例」で定めています。同条例では、障害者福祉や高齢者福祉など、それぞれの分野について専門分科会を設置することとしており、児童福祉専門分科会はその1つです。子ども・子育て支援法に掲げる事項（子ども・子育て支援事業計画等）について調査審議します。	P40、106

や行		
ヤングケアラー	本来、大人が担うような家事や家族の世話を、日常的に引き受けているこどもを指します。過度に負担がかかることで、こどもらしい生活が送れず、成長に影響を及ぼす恐れがあります。	P3、6、39、44、45、53、72、73、74、90、91、93
有業率	15歳以上の人口のうち、「実際に仕事をしている人」が占める割合です。有業率が高いほど、仕事をしている人が多くなります。	P19

ら行		
ライフキャリア	仕事（キャリア）だけでなく、家庭や趣味、地域活動など、人生全体の役割や経験の積み重ねにより形成される、生き方の軌跡・方向性のことです。	P7

わ行		
ワークライフバランス	自分の望む形で、仕事（ワーク）と私生活（ライフ）の調和（バランス）が取れた状態を指します。	P68

